山口県が定める基準を満たす地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外研修等

当該研修の主な基準は、以下のとおりです。
○　研修実施機関は、地域包括支援センター、日本（山口県）介護支援専門員協会、市町村及び都道府県であること
○　研修内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること
○　時間数は、5時間以上であること

◆　令和2年度実施研修　（令和2年10月2日現在）
※研修実施の届出があったものから順次、掲載しています。
※研修の受講申込等については、各研修の問い合わせ先におたずね下さい。

【No.１１】

研修名称	「共生社会を迎える介護保険」研修会 ～アセスメントと本人支援の理解を深める～
日　程	令和2年11月28日（土）　午前10時00分から午後4時00分まで
場　所	※Webを利用したリモート研修により実施
申込期間	令和2年10月2日（金）～令和2年11月6日（金）
内　容	講義・演習 「共生社会とは」「アセスメントについて」「レジリエンス」「支援者のストレスケアについて」「本人支援と家族支援」
対象者	下関市内に在住、または勤務先がある主任介護支援専門員・介護支援専門員
定　員	70人程度
研修実施機関	下関市介護支援専門員協会
研修に関する問い合せ先	（所属）　下関市介護支援専門員協会 （氏名）　山本史彦 （電話）　083－227－2812
備考	開催要項掲載先：山口県介護支援専門員協会HP （https://www.y-cma.jp/index/page/id/1006）